

# テナントビル・マンション

令和3年12月27日作成  
(令和5年3月10日更新)  
鳥取県くらしの安心推進課

## 事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

問合わせ先 新型コロナウイルス克服くらしの安心 相談・応援窓口	東部 県庁くらしの安心推進課 中部 中部総合事務所環境建築局 西部 西部総合事務所米子保健所	☎0857-26-7982 ☎0858-23-3982 ☎0859-31-9340
---------------------------------------	--	---

### テナントビル・マンションの場面ごとの感染拡大予防対策

#### 1 各場面の共通事項

##### <マスクの着用> 令和5年3月13日から適用

- ・マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、営業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは可能です。
- ・マスクの着用は場面に応じて適切に選択しましょう。
- ・従業員のマスクの着用は、従業員の感染防止とお客様を守ることにもつながります。
- ・マスクの着用を推奨する場面等、店舗の感染対策の内容を掲示しましょう。

##### <従業員がマスクを着用する場面の例>

- ・一定時間以上の会話や近い距離での接客

##### <お客様にマスクの着用を推奨する場面の例>

- ・換気が十分にできない場面
- ・混雑した場面
- ・大声を出す場面
- ・重症化リスクの高い方がいる場面 など

#### 2 利用者への周知

- ・利用者に対する一般的な感染予防対策を記載した啓発物を各所に掲示しましょう。
- ▶[手洗いや手指消毒の徹底、フィジカルディスタンスの確保、体調不良時の利用自粛の呼びかけといった内容を記載しましょう。](#)

#### 3 施設の管理

##### (1) 建物共用部での対策

##### ○共用部共通

- ・エントランスホール、通路・廊下等、トイレ、エレベーターホール等に手指の消毒設備を設置し、利用者が手指消毒を行いやすい環境を整えましょう。
- ・受付や警備員室、管理人室においても、咳エチケットを実践しましょう。
- ・エントランスホール等の共用エリアは定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
- ▶[窓がない場合は換気扇、扇風機なども活用して空気の流れを作って吸込口（入口）と吹出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。また、空気の流れを阻害しないパーティションの設置や、十分な外気取り入れとあわせ、奥まった部分にもサーキュレーターで空気を送ることも効果的です。](#)
- ① [窓を開けても風が入りにくい場合の工夫](#)  
空気が入ってくる窓を小さく、空気を外へ出す窓を大きく開けて空気の流れを作りましょう。

② 窓がない場合の工夫

換気口も無い場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の外に空気を出す流れを作りましょう。また、換気口がある場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の中に空気を送り込む流れを作りましょう。

- ▶ 通路や階段等の外気が入りにくい場所は、常時換気しましょう。
- ▶ 空調に外気導入する機能がある場合は、外気導入に設定しましょう。
- ▶ 換気能力が落ちないように、換気扇や空調のフィルタを定期的なクリーニングしましょう。

- エントランスのドアノブ、呼出しボタン、エントランスホールの家具、エレベーターのスイッチ、廊下や階段の手すり、自動販売機のボタンや取り出し口、トイレ等の不特定多数の利用者が共用する部分は、利用頻度に応じて拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- 共用部の清掃は、ドアや窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- 清掃やゴミ出しの後は必ず手を洗いましょう。

○エレベーター

- エレベーター内が過密状態にならないよう人と人とが触れ合わない程度の距離を保ち、エレベーター内では会話を控えるよう掲示しましょう。

○エントランスホール、待合スペース、休憩スペース、集会室

- テーブル、椅子などを設置する場合は、フィジカルディスタンス（座席の間隔を1 m以上）を確保できる配置としましょう。  
なお、フィジカルディスタンスを確保できない場合はアクリル板等を活用した遮蔽を行いましょう。
- 利用者に大声での会話や飲食を控えるよう掲示しましょう。飲食を可能とする場合は、エリアを限定しましょう。
- 集会室内においても、手指消毒を徹底するとともに、利用中の定期的な換気を行いましょう。

○トイレ

- ハンドドライヤーを使用する場合は、定期的な清掃や消毒をしましょう。

○喫煙室

- 喫煙室は使用時以外も常時換気し、吸い殻交換とテーブル清拭を頻繁に行いましょう。また、広さに応じて同時に利用可能な人数を掲示しましょう。

○その他

- 関係者だけが利用する事務室、休憩室、管理人室、機械室等においても、適切な感染予防対策を実行しましょう。  
▶ フィジカルディスタンスの確保(特に飲食を行う際)、換気の確保、共用物の定期的な消毒、入退室の際の手洗いや手指消毒の徹底といった対策を行いましょう。

(2) 各テナントでの対策

- テナント事業者は、各業種のガイドラインに基づき、テナント内の感染予防対策を行いましょう。

4 関係者の連携

- ビル管理会社、テナント事業者、マンション管理組合や管理会社、清掃会社、警備会社など関係者において、関係者が連携して感染防止策に取り組みましょう。